

## 雇用と営業、暮らしを守る緊急申し入れ

野洲市長 山仲善彰 様

2009年1月14日

日本共産党野洲市議会議員団

小菅六雄

野並享子

太田健一

日頃、市民福祉向上のためのご尽力に敬意を表します。

2008年、アメリカ発の金融危機に端を発した景気悪化は急速に進展し、雇用不安が増大するも、市民の暮らしと営業は深刻な事態に陥っています。このことは、野洲市でも大企業が相次いで派遣労働者の「雇い止め」を行うなど市民の不安が広がっています。

私どもは、滋賀県及び政府において抜本的な対策を図るよう強く要求していますが、全国の自治体では、失業者を救済するための就労の場の創出、中小商工業者への支援策など、さまざまな取り組みが進められています。よって、野洲市においても市民の暮らしや営業を守るための可能な各種支援策を緊急に講ずるよう、以下、申し入れます。

### 記

1. 厚生労働省の通達（2008年12月9日）の立場に立って、市として市内企業の雇用実態を緊急に調査されること。派遣労働者と期間工等の「雇い止め」「解雇」を中止するよう関係企業に強く求められること。
2. 市に雇用と営業に関する特別の相談窓口を設置されること。市の臨時職員としての直接雇用や公的団体に臨時就労の場を提供してもらうなどの緊急措置を講じるなど、雇用対策事業を行い自立のための援助をされること。
3. 派遣切りやリストラなどで失業し住居を失った市民には、市営住宅の活用など、住宅困窮者への対策を講じられること。
4. 中小業者救済のためのセーフティ・ネット保障・緊急融資は、税金を滞納していても納税相談中の市民は申し込めるようにすること。信用保証協会保証料について市補助制度を実施されること。
5. 小規模公共工事発注制度をつくり、市内業者に仕事が回るようにされること。住宅リフォーム補助制度を実施されること。
6. 市内企業に下請け企業への受注の中止や単価の引き下げを行なわないよう要請されること。市の制度融資を中小業者が活用できるように金融機関を指導するとともに、「貸し渋り・貸しはがし」をしないよう指導されること。
7. 生活保護や就学援助の申請については、親身に相談に乗るとともに、すみやかな受給手続きをされること。また、生活保護制度や国保税や保育料などの税・公共料金の減免制度・就学援助制度などの内容や活用方法を周知されること。
8. 緊急生活資金の貸し付けが迅速にできるよう社会福祉協議会との連携を強められること。
9. 政府に対して、実効性のある「緊急雇用対策」の実施や1999年の法改悪以前の内容に戻す「労働者派遣法の抜本改正」の早期成立を強く求められること。

以上